

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：フィジー 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：再生可能エネルギー活用による電力供給プロジェクト

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2014年12月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における再生可能エネルギー（特に水力）に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月2日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 8月上旬

(5) 契約交渉 : 8月中旬～8月下旬

5 業務の目的

現在、フィジーでは、同国政府が100%出資するフィジー電力公社（FEA）により、主要な3島であるビチレブ島、バヌアレブ島、オバラウ島へ合計約210MWの電力が供給されている。そのうち137MW(約53%)が水力による発電、10MW(約4%)が風力発電により供給され、残り(約43%)はディーゼル発電により供給されている。しかし、昨今の燃料価格の高騰は、FEAを含む電力業界にも深刻な影響を与えている。このような状況下、フィジー政府は2011年までに、既存送電システムを通じて供給される電力の9割を、系統外で供給される電力の5.5割を再生可能エネルギーを利用し発電することを目標として掲げていた（目標未達。2012年以降の目標は現在改定中）。同じくFEAでも、2010年に公表したAnnual Reportにおいて、2015年までに供給する電力の9割を、再生可能エネルギー由来にするという目標を掲げている。しかし、現状において目標達成に向けた進捗状況は芳しい状態ではなく、フィジーの電力業界においては、再生可能エネルギー、特に小水力発電の更なる活用と開発が求められている。

しかしながら、太陽光、風力、バイオマスについては、全土的なポテンシャル調査がまだ実施されておらず、これまでに実現されたプロジェクトの規模は非常に小さい。水力については、ここ数年、中国、フランス、オーストラリア、ニュージーランドが水力開発調査を実施しているが、いまだ全土的・体系的にポテンシャル調査は実施されていない。特に、ビチレブ島中央山岳地は、地形・地質・水文条件に恵まれ、FEAの電源計画としてすでに数地点の水力開発計画が提案されており、このうち特に諸条件に恵まれているワイロア川およびその近傍流域には、有望な水力地点が散在する。

一方、主要部以外の電化に関しては、1993年に地方電化政策を打ち出し、フィジー政府エネルギー局が政策の具現化のため地方電化ユニットを設立し、地方電化推進に取り組んできた。しかしながら、フィジー全体での電化率は87%に達しているものの、地方・離島部に限定すると、その電化率は50%にとどまっており、地方電化のためにも再生可能エネルギーの積極活用が求められている。また、上記目標の達成のためには、需要側による電力需要の増大も、省エネプログラムの導入や規則の設定などによって、適切な範囲内に抑えることも重要である。

これらの背景の下で、フィジー政府から「再生可能エネルギー活用による電力供給プロジェクト（以下「本プロジェクト）」の要請があがっており、JICAは2012年5月から6月にかけて、詳細計画策定調査を実施し、同国の課題に対する優先順位付けを行い、本プロジェクトのToRの確定を行った。

本プロジェクトでは、以下の4段階の活動を通して、フィジーにおける水力ポテンシャルマップを作成し、2025年までの水力開発計画を策定すること、及び電源の2025年までのベストミックスを検討し、提案を行うことを目的とする。また、調査の共同実施を通じて水力開発計画に係る技術移転、人材育成を図る。

< Stage1 > 関連資料の収集・分析

< Stage2 > 水力ポテンシャル調査

< Stage3 > 水力開発有望地点にかかる現地踏査の実施

< Stage4 > 2025年までの水力開発計画及び再生可能エネルギーのベストミックスの提言

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

フィジー全域

## (2) 業務内容

活動内容は、以下の通り。

### ア <Stage 1> 関連資料の収集・分析

- (ア) 資料収集
- (イ) 資料の解析・検討

### イ <Stage 2> 水力ポテンシャル調査

- (ア) 水力ポテンシャル地点の抽出
- (イ) 有望水力地点の優先順位付け
- (ウ) 第一回ステークホルダーミーティングの開催（被影響住民がいる場合）

### ウ <Stage3> 水力開発有望地点にかかる現地踏査の実施

- (ア) 第二回ステークホルダーミーティングの開催（ポテンシャル調査の方針及び予備的スコーピング案について関係機関と協議）
- (イ) 開発有望地点における現地調査
- (ウ) 開発有望地点の水力発電計画における上記調査結果を踏まえた開発方式・最適規模・基本レイアウトの検討
- (エ) 開発有望地点の概略設計およびFEA系統接続に当たっての系統解析
- (オ) フィジー国の環境規則およびJICA環境ガイドラインに基づく、初期環境影響評価
- (カ) 概略工事費の算定
- (キ) 経済財務分析

### エ <Stage4> 2025年までの水力開発計画及び再生可能エネルギーのベストミックスの提言

- (ア) 開発有望水力地点の開発実施計画の更新/策定
- (イ) 2025年までの再生可能エネルギーを活用した最適電源構成の検討
- (ウ) 水力開発ポテンシャルマップおよび開発スケジュールの作成

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2013年9月上旬）
- (2) プロGRESS・レポート（2014年2月上旬）
- (3) インテリム・レポート（2014年6月上旬）
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート（2014年10月下旬）
- (5) ファイナル・レポート（2014年12月中旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/電源開発計画（評価対象予定者）
- (2) 水力技術/土木（評価対象予定者）
- (3) 電気設備
- (4) 系統計画
- (5) 環境社会配慮
- (6) 再生可能エネルギー（バイオマス）
- (7) 経済財務分析
- (8) 水文・気象
- (9) 地質

## 9 特記事項

- (1) 2012年5月に詳細計画策定調査実施済み
- (2) 本プロジェクトは2014年12月までをプロジェクト実施期間とするが、複数年度契約とはせず、年度毎に継続契約を結ぶものとする。

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。